

④ 高等学校教諭普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得(免許法別表第1関係)

1 基礎資格等(免許法別表第1)

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	
		教科及び教職に関する科目	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること(※1)	
	一種免許状	学士の学位を有すること(※2)	
		83	59

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む(別表第1備考第2号、免許法施行規則第25条)

※2 学校教育法第102条第2項により大学院への入学を認められる場合を含む。

2 最低修得単位数(施行規則第5条)

教科及び教職に関する科目(施行規則第5条第1項)

科目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
		専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目【第2欄】	教科に関する専門的事項 ※1	24	24
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ※2 4 単位以上		
教育の基礎的理解に関する科目【第3欄】	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)	10 (4)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(※3)		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目【第4欄】	総合的な学習の時間の指導法	8 (5)	8 (5)
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
教育実践に関する科目【第5欄】	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	3 (2)	3 (2)
	教育実習 ※4		
大学が独自に設定する科目【第6欄】	教職実践演習 ※5	2	2
	施行規則第66条の6の定める科目	36	12
		8	8

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 修得単位は、課程認定を有する大学で修得したものであること。(別表第1備考第5号イ、第6号)
- イ 施行規則第66条の6の定める科目(日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作各2単位)は課程認定以外の大学等でも修得することができる。
- ウ 一種免許状を有している者又はその所要資格を得ている者が、専修免許状を受けようとする場合、一種免許状に係る単位は既に修得したものと見なす。(施行規則第10条の2第1項)
- エ 専修免許状を受けようとする場合、一種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、一種免許状に係る各科目の単位数を上限とする(施行規則第10条の2第3項)

(2) 教科及び教職に関する科目

- ※1 「教科に関する専門的事項」の単位の修得方法は4ページの表に掲げる免許教科の種類に応じ、各科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。(施行規則第5条の表備考第1号)
- ※2 「各教科の指導法」に関する科目の単位の修得方法は受けようとする免許教科について、4単位以上を修得するものとする。(施行規則第4条の表備考第6号)
- ※3 1単位以上を修得するものとする(施行規則第2条の表備考第3号)【法改正により新たに追加】
- ※4
 - ア 中学校及び高等学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中学部または高等部を含む)の教育を中心とする。(施行規則第3条の表備考第5号、施行規則第4条の表備考第7号及び施行規則第5条の表備考第3号)
 - イ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含むこと。(施行規則第2条の表備考第7号)
 - ウ 教育実習の単位数には、1単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。)の単位を含むことができる。ただし、この場合、他の校種の教育実習の単位をあてることができない。(同表備考第8号)
 - エ 中学校又は高等学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校、特別支援学校の中等部又は高等部を含む。)において、教員として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、第2欄(各教科の指導法に関する科目に限る。)又は第3欄、第4欄もしくは第5欄(教育実習を除く。)の科目等の単位をもつて、これに替えることができる。(施行規則第4条の表備考第8号)
- ※5 平成22年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、平成25年3月31日までに、総合演習の単位を取得した場合、教職実践演習の単位を修得することを要しない。

数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、第2欄(各教科の指導法に関する科目に限る。)又は第3欄、第4欄もしくは第5欄の科目等の単位数のうちどの半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。(施行規則第5条の表備考第5号)

工業の普通免許状を受ける場合は、当分の間、第2欄(各教科の指導法に関する科目に限る。)又は第3欄、第4欄もしくは第5欄の科目等の単位数の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。(施行規則第5条の表備考第6号)

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状から一種免許状の「教科又は教職に関する科目」を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること(別表第1備考第7号)
 単位については、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第2条の表備考第14号)
- イ 一種免許状又は二種免許状については、第2欄～第5欄又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得すること。(同表備考第14号)
- ウ 大学が独自に設定する科目については、「教科に関する専門的事項に関する科目」と「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」で最低限修得する必要がある単位数を超えた部分の単位数を充てることができる。

(4) 単位の流用

幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。(施行規則第5条の表備考第4号)

ただし、必要な事項を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得すること。

(例:幼稚園免許から流用する場合は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」における「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、「生徒指導の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を修得すること。)

	幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位数
教育の基礎的理解に関する科目	8単位
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2単位
教育実習	2単位
教育実践演習	2単位

○施行規則第5条の表備考第1号の表

教科	教科に関する専門的事項	教科	教科に関する専門的事項
国語	○国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ○国文学(国文学史を含む。) ○漢文学	地理歴史	○日本史 ○外国史 ○人文地理学・自然地理学 ○地誌
公民	○「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 ○「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 ○「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	数学	○代数学 ○幾何学 ○解析学 ○「確率論、統計学」 ○コンピュータ
理科	○物理学 ○化学 ○生物学 ○地学 ○「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	音楽	○ソルフェージュ ○声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ○器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ○指揮法 ○音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) ○音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	○絵画(映像メディア表現を含む。) ○彫刻 ○デザイン(映像メディア表現を含む。) ○美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	工芸	○図法及び製図 ○デザイン ○工芸制作(プロダクト制作を含む。) ○工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)
書道	○書道(書写を含む。) ○書道史 ○「書論、鑑賞」 ○「国文学、漢文学」	保健体育	○体育実技 ○「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) ○生理学(運動生理学を含む。) ○衛生学・公衆衛生学 ○学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
保健	○「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ○衛生学及び公衆衛生学 ○学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	看護	○「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ○看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) ○看護実習
家庭	○家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ○被服学(被服製作実習を含む。) ○食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ○住居学(製図を含む。) ○保育学(実習及び家庭看護を含む。) ○家庭電気・家庭機械・情報処理	情報	○情報社会及び情報倫理 ○コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) ○情報システム(実習を含む。) ○情報通信ネットワーク(実習を含む。) ○マルチメディア表現及び技術(実習を含む。) ○情報と職業

農業	○農業の関係科目 ○職業指導	工業	○工業の関係科目 ○職業指導
商業	○商業の関係科目 ○職業指導	水産	○水産の関係科目 ○職業指導
福祉	○社会福祉学(職業指導を含む。) ○高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 ○社会福祉援助技術 ○介護理論・介護技術 ○社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) ○人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 ○加齢に関する理解・障害に関する理解	商船	○商船の関係科目 ○職業指導
職業指導	○職業指導 ○職業指導の技術 ○職業指導の運営管理	英語	○英語学 ○英語文学 ○英語コミュニケーション ○異文化理解
宗教	○宗教学 ○宗教史 ○「教理学、哲学」		

【備考】

ア 教科に関する専門的事項に関する科目は、一般的包括的な内容を含んで単位を修得しなければならない。(施行規則第4条の表備考第2号)

ただし、修得するすべての単位が当該内容を含んでいる必要はなく、各科目の中で当該内容のものも含めて単位を修得すれば足りる。

イ 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。(施行規則第4条の表備考第3号)

ウ 「」の科目については、1科目以上について修得すること。ただし、「農業、工業、商業、水産」については、これらの科目のうち2科目以上(商船をもって水産と替えることができる。)について、それぞれ2単位以上を修得すること(施行規則第4条の表備考第4号)

エ 福祉の科目について、平成23年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、次の場合、教科に関する科目の最低単位数を修得した者とみなす。

- ・平成26年3月31日までに旧規則の規定により教科に関する科目の最低単位数を修得した場合
- ・平成23年3月31日までに入学し、卒業までに旧規則の規定により教科に関する科目の最低単位数を修得した場合

【旧規則における「福祉」の教科に関する科目】

- 社会福祉学(職業指導を含む。)
- 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉
- 社会福祉援助技術
- 介護理論及び介護技術
- 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)

II 教育職員検定による上位免許の取得(免許法別表第3関係)

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

1 高等学校教諭一種学校教諭免許状

(1) 短期大学卒業者等が高等学校教諭一種免許状を取得する場合

在職年数による最低修得単位数(別表第3備考第7号、山梨県教育職員免許に関する規則第13条第1項第5号)

高等学校助教諭臨時免許状取得後、 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12			
高等学校助教諭臨時免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数	45	40	35	30	25	20	15	10			
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項			最低修得単位数							
教科に関する 専門的事項に 関する科目	教科に関する専門的事項			10	9	8	7	6	5	4	3
				免許教科に応じた科目							
各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	Iの2 第2欄の「各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)」及び第3 欄、第4欄			12	11	10	9	8	6	5	4
大学が独自に設定する科目	8	8	7	6	5	4	3	3			

※免許状申請時に高等学校助教諭臨時免許状が有効期間内である必要がある。

(2) 在職年数について

ア 在職年数には、高等学校(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

イ 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

① 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事

ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

イ 単位の取得時期は、臨時免許状を修得した後であること。

ウ 「教科に関する専門的事項に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は、受けようとする免許教科について修得するものとする。

エ 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

2 高等学校教諭一種学校教諭免許状

(1) 大学に3年以上在学した者等が高等学校教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科(短期大学の専攻科を含む。)に1年以上在学し、93単位以上修得した者は、次の表により高等学校教諭一種免許状を取得できる。

ア 勤務年数による最低修得単位数(別表第3備考第7号、施行規則第11条、同第14条、山梨県教育職員免許に関する規則第14条第1項第3号)

高等学校助教諭臨時免許状取得後、 高等学校教員として良好な成績で勤務した在職年数	3	4	5	6
高等学校助教諭臨時免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数	25	20	15	10
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項			最低修得単位数
教科に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項	5	4	3
		免許教科に応じた科目		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	Iの2 第2欄の「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」及び第3欄、第4欄	7	6	5
大学が独自に設定する科目		8	7	5
				3

(2) 在職年数について

ア 在職年数には、高等学校(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

イ 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

① 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事

ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

- イ 単位の取得時期は、臨時免許状を修得した後であること。
- ウ 「教科に関する専門的事項に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は、受けようとする免許教科について修得するものとする。
- エ 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

3 高等学校教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数(免許法別表第3)

高等学校教諭一種免許状取得後、 高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
高等学校教諭一種免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数	15

(2) 在職年数について

- ア 在職年数には、高等学校(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。
- イ 次の挙げる職務に従事した期間は、専修免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)
 - ① 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事
- ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学院において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、一種免許状を修得した後であること。
- ウ 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条)
専修免許状の授与を受ける場合は、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第2条の表備考第14号)

Ⅲ 教育職員検定による他の教科の免許状の取得(免許法別表第4関係)

高等学校教諭の普通免許状を有する者が、他の教科の免許状を取得する場合、次の単位を修得すれば、免許状を取得することができる。

(1) 基礎免許状及び最低修得単位数一覧表(免許法別表第4、施行細則第15条)

免許状の種類		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状
基礎免許状		専修免許状	専修免許状又は一種免許状
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	20	20
	各教科の指導法に関する科目	4	4
	大学が独自に設定する科目	24	

(2) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、基礎免許状の取得以前以後に問わない。
- ウ 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は4ページの表に掲げる免許種類に応じ各科目について、それぞれ1単位以上を修得するものとする。(一般的包括的内容を含む。)
- エ 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする教科ごとに修得するものとする。(施行規則第15条の表備考第2号)

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第4備考第2号)
- イ 大学が独自に設定する科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について修得する必要がある。(施行細則第2条の表備考第14号)
- ウ 専修免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科について的一种免許状を有するときは、専修免許状の項に定める単位数からそれぞれ一种免許状の項に定める単位数を差し引くものとする。(免許法別表第4備考第4号)

(4) 教科の領域の一部に係る免許状所有者が他の教科の免許状を取得する場合

免許法第16条の4第1項に定める教科の領域の一部に係る事項の高等学校教諭一種免許状を有する者が、他の教科の免許状を取得する場合は、次の科目及び単位を修得したものとみなし、上記の表(1)から差し引いて取得すればよい(施行規則第15条第2項)。

受けようとする免許教科の種類	保健体育	工業	商業
有することを必要とする高等学校教諭一種免許状の教科	柔道又は剣道	情報技術、建築、インテリア又はデザイン	情報処理又は計算実務
教科に関する科目	体育実技 2 「体育原理、体育心理学、体育経理管理学又は体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む) 2	工業の関係科目 4	商業の関係科目 4

IV 実習教科の免許状の取得(免許法別表第5関係)

1 実習教科の免許状等を基礎資格に修得する場合

(1) 基礎資格(免許法別表第5)

受けようとする免許状の種類	高等学校において 看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担当する教諭		
	専修免許状	一種免許状	
基礎資格	受けようとする免許教科の高等学校教諭の一種免許状を取得した後、3年以上高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務すること。	イ 大学において受けようとする実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められる場合を含む。)1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	ロ 受けようとする実習についての高等学校助教諭の臨時免許状を取得した後、3年以上高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務すること。

※在職年数について

ア 在職年数は、基礎免許状又は基礎資格を取得後、高等学校(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)の教員としての期間とする。

イ 教員(又は教諭の職務を助ける職員)としての在職年数に含めることができる教育の職(施行規則第69条)

① 校長、副校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事

ウ 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(2) 最低修得単位数配分表(免許法施行規則第16条)

受けようとする免許状の種類		高等学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 一種免許状 イ	高等学校教諭 一種免許状 ロ
総単位数		15	なし	10
科目	左記の各科目 に含めることが 必要な事項	最低修得単位数		
教科及び教科 の指導法に関 する科目	看護、家庭、 情報、農業、 工業、水産、 福祉、商船の 教科に応じた 科目			家庭実習、看護 実習の場合 ・家庭又は看護 の関係科目に ついて 5
				上記以外の場合 ・農業、工業、 商業、水産又は 商船の関係科 目について 4 ・職業指導 1
各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	Iの2 第2欄の「各教 科の指導法 (情報機器及 び教材の活用 を含む。)」及 び第3欄、第4 欄			1科目以上につ いて 5
大学が独自に設定する科目		15		

(3) 修得単位について

ア 修得する単位については、大学院等において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。
(免許法別表第3備考第4号)

イ 一種免許状の基礎資格欄「ロ」の項において、臨時免許状の基礎資格が高等学校卒業である場合は、「3年以上」を「6年以上」と読み替える。(29年改正法附則第8項)

ウ 単位は、大学、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。(免許法別表第3備考第6号)

2 実習助手としての経験年数により修得する場合

(1) 基礎資格(免許法附則第9項)

受けようとする免許状の種類	高等学校において 看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する者			
基礎資格	イ 大学において受けようとする実習に関する実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること。	ロ 高等専門学校において受けようとする実習に係る実業に関する学科を専攻し、準学士の称号を有すること。	ハ 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)において受けようとする実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること。	ニ 9年以上受けようとする実習に関する実地の実験を有すること。
基礎資格を取得した後、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の実習助手としての勤務年数	3	3	6	3

(2) 最低修得単位数

受けようとする免許状の種類	高等学校教諭一種免許状	
総単位数	10	
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	
教科及び教科の指導法に関する科目	看護、家庭、情報、農業、工業、水産、福祉、商船の教科に応じた科目	家庭実習、看護実習の場合 ・家庭又は看護の関係科目について 5
		上記以外の場合 ・農業、工業、商業、水産又は商船の関係科目について 4 ・職業指導 1
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	Iの2 第2欄の「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」及び第3欄、第4欄	1科目以上について 5

(3) 修得単位について

ア 単位は、大学、認定講習又は公開講座等で修得したものであること(免許法附則第9条の表備考第1号)。

V 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得(免許法別表第8関係)

中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く)取得後、高等学校教諭一種免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として3年間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

① 別表第8

(1) 最低修得単位数配分表(免許法別表第8、施行規則第18条の2)

基礎免許状		中学校(二種免許状を除く)
基礎免許状取得後、中学校の教諭又は講師として良好な成績で勤務した在職年数		3
基礎免許状取得後、大学等において修得することを要する最低単位数		12
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	—
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
大学が独自に設定する科目 ※1		8

免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる(施行規則第18条の3第2項)。

取得しようとする中学校教諭二種免許状	有している高等学校教諭普通免許状
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずる)	外国語(英語その他外国語ごとに応ずる)
宗教	宗教

(2) 在職年数について

- ア 在職年数には、中学校においては義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中等部及び中等教育学校の前期課程の教諭又は講師としての期間を含む。(助教諭を除く)
- イ 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、基礎免許状を修得した後であること。
- ウ 教科及び教職に関する科目
 - ① 各教科の指導法
それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。(施行規則第18条の2の表備考第2号)
 - ② 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目については、最低単位数が1単位の場合も含め、全ての事項を含み修得するものとする。2単位以上修得していても、内容が満たされていない場合は免許状の授与は不可。
- エ 大学が独自に設定する科目
 - ※1 地理歴史、公民、情報、工業及び家庭の教科の免許状を受けようとする場合、「教科に関する専門的事項」を次のとおり単位を修得する必要がある。(施行規則第18条の2の表備考第3号)

教科	必要科目	単位数
地理歴史	○日本史 ○外国史 ○人文地理学・自然地理学 ○地誌	1以上の科目について 1単位以上
公民	○「法律学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)」 ○「社会学、経済学(国際経済を含む)」 ○「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1以上の科目について 1単位以上
情報	○情報システム(実習を含む。) ○情報通信ネットワーク(実習を含む。) ○マルチメディア表現・技術(実習を含む。) ○情報と職業	各科目1単位以上
工業	○工業の関係科目 ○職業指導	それぞれ2単位以上
家庭	○住居学(製図を含む。) ○保育学(実習及び家庭看護を含む。) ○家庭電気・家庭機械・情報処理	各科目1単位以上

「」はそのうち1以上の科目について修得することが必要です。

② 平成29年度施行法による別表8

上記①の勤務年数に加え、平成28年4月1日以降の高等学校(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)(助教諭を含む)の勤務経験がある場合には、3単位×在職年数分の単位数を取得したものとみなす。(上記①の単位数の半数までが限度)

最低修得単位数配分表(免許法別表第8、施行規則第18条の2備考第4号、山梨県教育職員免許に関する規則第18条第1項第5号)

基礎免許状		中学校	
中高一貫校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部の教諭又は教員として良好な成績で勤務した在職年数		1	2
基礎免許状取得後、大学等において修得することを要する最低単位数		9	6
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項(4ページ参照)	—	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)	1	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	1
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
大学が独自に設定する科目(①の(1)の※1)		6	4